

平成29年10月23日
開会 10時00分

○樋村議長

おはようございます。議員定数 16 名中ただいまの出席議員は 14 名で、定足数に達し議会は成立いたしましたので、平成 29 年第 2 回宗像地区事務組合議会定例会を開会いたします。直ちに会議を開きます。本日の議事日程はお手元に、配付しているとおりです。

日程第 1 「議席の指定について」を議題とします。宗像地区事務組合議員として、6 月 2 日付で、宗像市議会から選出されました「石松議員」の議席は「13 番」といたします。

日程第 2 「会議録署名議員の指名」を行います。本定例会の会議録署名議員は会議規則第 85 条の規定により、1 番井上正文議員、2 番西野正幸議員を指名いたします。

日程第 3 「会期の決定について」を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は本日 1 日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(なし)

○樋村議長

ご異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日限りと決定しました。

日程第 4 「諸報告」に入ります。諸報告を受けます。 谷井組合長。

○谷井組合長

本日は平成 29 年第 2 回議会定例会が開かれるに当たりまして、ごあいさつと概要説明を申し上げます。議員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご出席をいただき誠にありがとうございます。

概要説明の前に 1 件ご報告がございます。この度、し尿処理場に関連する宗像地区事務組合の規約の改正につきまして、宗像市及び福津市の両議会において、議決をいたしたことから、10 月 3 日付で福岡県知事へ規約変更の届出を行いましたことをご報告申し上げます。

本日の定例会ですが、報告 5 件と、13 件の議案につきまして、ご審議をお願いするものであります。いずれも重要な案件でありますので、何卒よろしくご審議くださいまして、議決を賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

○樋村議長

日程第 5 報告第 1 号「専決処分の報告について」を議題とします。提案理由の説明

を求めます。 花田事務局長。

○花田事務局長

はい。それでは、報告第 1 号の説明をいたします。議案書の右上の方に報告番号、議案番号を付しておりますので、以下の議案の説明の際もそちらをご確認いただきたいと思います。議案書の 1 ページをお願いいたします。

報告第 1 号「専決処分の報告について」次のとおり損害の賠償をするにつき、組合長の専決処分事項の指定について（平成 19 年議決）により、平成 29 年 6 月 19 日付で専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定に基づき報告をする。 平成 29 年 10 月 23 日 宗像地区事務組合組合長 谷井 博美。

それでは、概要説明をいたします。

- 1、相手方、宗像市田久 2 丁目 19 番 17 号、釘嶋 馨
- 2、事故の概要、本件は、平成 29 年 5 月 21 日、午後 10 時 50 分頃、相手方一般住宅にて発生した救急事案において、救急車収容のため同住宅 2 階から傷病者を布担架で搬送中、階段等の内壁壁紙の一部を破損させたものでございます。
- 3、損害賠償額 14 万 7,960 円で全額保険の負担となっております。

以上で報告第 1 号、専決処分の報告についての説明を終わります。

○桝村議長

本案は報告事項でありますので、質疑のみを受けます。質疑ありませんか。

(なしの声)

○桝村議長

質疑ないようですので、質疑を終結し、報告を終わります。

日程第 6 報告第 2 号「平成 28 年度宗像地区事務組合一般会計繰越明許繰越計算書について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。花田事務局長。

○花田事務局長

それでは、報告第 2 号の説明をいたします。

議案書の 2 ページをお願いいたします。

報告第 2 号「平成 28 年度宗像地区事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書について」平成 28 年度宗像地区事務組合一般会計に係る繰越計算書を地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により報告をする。平成 29 年 10 月 23 日 宗像地区事務組合組合長 谷井 博美。 次のページをごらんいただきたいと思います。

前年度繰越しいたしました、防災行政無線再整備負担金 342 万 9000 円につきまして、

地方自治法施行令の規定に基づき、事業の進捗状況を報告するものでございます。
消防本部に設置をされております、福岡県の防災行政無線の再整備事業につきましては、
当初は平成 28 年度から 30 年度までの 3 カ年計画で進められる予定でございましたが、
福岡県におきまして、本事業の工事請負契約に係る入札が延期されたことに伴いまして、
平成 29 年度に繰越しをしたものでございます。

この事業につきましては、現在も入札が実施されておらず、この事業の主な財源である
地方債 340 万円につきましても、未収となっております。以上で報告第 2 号の説明を
終わります。以上でございます。

○桃村議長

本案は報告事項でございますので、質疑のみを受けます。質疑ありますか。

(なしの声)

○桃村議長

質疑ないようですので、質疑を終結し報告を終わります。

日程第 7 報告第 3 号「平成 28 年度宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計繰越
明許費繰越計算書について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。花田事務局
長。

○花田事務局長

報告第 3 号の説明をいたします。議案書の 3 ページをお願いいたします。

報告第 3 号「平成 28 年度宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計繰越明許費繰
越計算書について」 平成 28 年度宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計に係る
繰越計算書を地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により
報告する。平成 29 年 10 月 23 日、宗像地区事務組合組合長 谷井 博美。

次のページをごらんいただきたいと思います。

前年度繰越しをいたしました大島浄水場凝集沈殿設備整備事業、1836 万円につきまして、
地方自治法施行令の規定に基づき、事業の進捗状況を報告するものでございます。

大島浄水場凝集沈殿設備事業におきまして、入札で落札者がなかったため再度入札を
実施することとなり、平成 28 年度内での工期の確保が困難となりましたので繰越しを行
っていたものでございます。この事業につきましては平成 29 年 7 月に完了をしてお
ります。以上で、報告第 3 号の説明を終わります。

○桃村議長

本案は報告事項でございますので、質疑のみ受けます。質疑ありますか。

(なしの声)

○樋村議長

ないようですので質疑を終結し報告を終わります。

日程第 8 報告第 4 号「宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計不納欠損処分後の権利放棄について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。花田事務局長。

○花田事務局長

報告第 4 号「宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計欠損処分後の権利放棄について」 宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計不納欠損処分後の権利放棄を宗像地区事務組合債権管理条例第 15 条第 2 項の規定により報告する。平成 29 年 10 月 23 日提出。宗像地区事務組合組合長 谷井 博美。

1 放棄した債権の種類、簡易水道事業特別会計大島簡水水道使用料、件数 1 件、金額 1 万 2210 円。

2 放棄した時期、平成 29 年 3 月 31 日。

3 放棄した理由、宗像地区事務組合債権管理条例第 15 条第 1 項の規定に該当するため。水道料金の滞納につきましては、催告書の発送、それから停水、給水停止などを行いまして、不納欠損の減少には努めておるところでございますが、債権者が市外転出によりまして、その後の消息不明となったものでございます。このためやむを得ず時効期間の 2 年が経過したことにより不納欠損をし、債権を放棄いたしました。このために、ご報告をさせていただくものでございます。

以上で、報告第 5 号宗像地区事務組合水道事業会計不納欠損処分後の権利放棄について、の説明を終わります。以上でございます。

○樋村議長

本案は報告事項でありますので質疑のみを受けます。質疑ありますか。

(なしの声)

○樋村議長

ないようですので質疑を終結し報告を終わります。

日程第 9 報告第 5 号。宗像地区事務組合水道事業会計不納欠損処分後の権利放棄についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。 花田事務局長。

○花田事務局長

はい、報告第 5 号の説明をいたします。議案書の 5 ページをお願いいたします。

報告第 5 号「宗像地区事務組合水道事業会計欠損処分後の権利放棄について」宗像地区事務組合水道事業会計不納欠損処分後の権利放棄を、宗像地区事務組合債権管理条例第 15 条第 2 項の規定によって報告をする。平成 29 年 10 月 23 日提出。宗像地区事務組合組合長 谷井 博美。

1. 放棄した債権の種類・件数・金額、放棄した債権の種類、水道事業会計水道使用料、件数、209 件、金額 241 万 4571 円。
2. 放棄した時期 平成 29 年 3 月 31 日。
3. 放棄した理由 宗像地区事務組合債権管理条例第 15 条第 1 項の規定に該当するため。

水道使用料金の滞納につきましては、催告書の発送、給水停止を行いまして、不納欠損の減少に努めているところでございます。やむを得ず時効期間の 2 年でこれが経過したものにつきまして、不納欠損をし、債権を放棄いたしましたので、御報告をさせていただくものでございます。内訳を簡単に説明いたします。

内訳といたしましては、市外へ転出などによる消息不明・192 件、204 万 580 円。倒産 2 件・26 万 8410 円。死亡などによるものが 15 件・10 万 5,581 円となっております。以上で報告第 5 号宗像地区事務組合水道事業会計不納欠損処分後の権利放棄についての説明を終わります。以上でございます。

○桃村議長

本案は報告事項でありますので質疑のみを受けます。質疑ありますか。

(なしの声)

○桃村議長

ないようですので質疑を終結し報告を終わります。

日程第 10 号 第 19 号議案「宗像地区事務組合公平委員会委員の選任について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。 花田事務局長。

○花田事務局長

議案書の 19 ページ、第 19 号議案について説明いたします。

第 19 号議案 「宗像地区事務組合公平委員会委員の選任について」宗像地区事務組合公平委員会委員に次の者を選任することについて同意を求める。平成 29 年 10 月 23 日提出。宗像地区事務組合組合長 谷井 博美。

住所：福津市光陽台 2 丁目 16 番地の 8

氏名：久保カヨ子

生年月日：昭和 19 年 4 月 10 日、

提案理由。 現在、本組合公平委員会委員である久保カヨ子委員が、平成 29 年 10 月 31 日をもって任期満了となるため、改めて、宗像地区事務組合公平委員会委員として選任することについて、地方公務員法（昭和 25 年法律第 161 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。なお、大久カヨ子氏の略歴は記載のとおりでございます。御確認をお願いしたいと思います。以上で、第 19 号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○桙村議長

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい。8 番、永山議員。

○永山議員

再任ではありますが、年齢はいつまでいいんですかね。

○桙村議長

花田事務局長。

○花田事務局長

特に年齢制限は設けておりません。

○桙村議長

他に質疑ございますか。

(なしの声)

○桙村議長

はい。ないようですので、質疑を終結いたします。本案は人事案件でありますので、討論は省略いたします。これより、第 19 号議案について採決を行います。本案は原案のとおり決することに皆さんの起立を求めます。

(全員起立)

○桙村議長

全員賛成であります。

よって、第 19 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 20 号議案「宗像地区事務組合職員定数の条例の一部を改正する

条例についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 花田事務局長。

○花田事務局長

はい、議案書の 20 ページ、第 20 号議案について説明をいたします。

第 20 号議案「宗像地区事務組合職員定数条例の一部を改正する条例について」上記の条例案を次のとおり提出する。平成 29 年 10 月 23 日。宗像地区事務組合組合長 谷井 博美。

提案理由。 年々増加する救急需要に対応するため、救急隊員を増員する必要が生じたこと等から、宗像地区事務組合職員定数条例の一部を改正する必要が生じましたので、条例案を提出するものでございます。議案の次のページ、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。左の欄が改正案でございます。第 2 条におきまして、事務組合全体の職員定数の合計を 1 人減の 168 名に改正をいたします。

内訳といたしましては、事務部局を 3 人増の 6 人、消防職員を 17 人増の 151 人。公営企業、これは水道事業でございますが、この職員を 21 人減の 11 人とするものでございます。なお、本条例の施行は平成 30 年 4 月 1 日に予定をしております。

詳細につきましては、別途配付しております。A4 横書きの資料でございます。

これをご覧いただきたいと思います。事務部局及び水道事業の改正につきましては、この後神山次長が詳細説明いたします。消防部門の改正内容につきましては、灘辺消防長がご説明をいたします。それでは、次長よろしくお願ひいたします。

○桝村議長

はい。神山次長

○神山次長

次長兼総務課長の神山でございます。説明させていただきます。

今、局長がご紹介しました資料をご参照ください。まず 1 枚目の資料でございます。

今回改正させていただきますのは、消防を含む宗像地区事務組合全体の定員の上限を改正前 169 人から改正後 168 人に対するものでございます。まずはそのうち、事務局及び公営企業部門についてご説明申し上げますが、今までの定数 35 から 17 人に改正するもので、事務部局 6 名、公営企業部門 11 名とさせていただきます。

今回改正いたします理由としまして、水道事業の統合以来の定員を平成 29 年度の実人員を上限に改正するものでございまして、現在はプロパー職員 2 名、派遣職員 11 名、再任用職員 7 名、換算して 4 名ということで、17 人で事務局及び公営企業部門を行っております。また、下の表にありますように今後再任用職員等は 31 年以降減少していく予定でございますが、事務事業を勘案しながら、関係市とも協議して適切な定員管理に今後とも努めてまいりますのでよろしくお願ひ申し上げます。続きましては消防部門の

説明を消防長からお願ひいたしたいと思います。

○桃村議長

灘辺消防長。

○灘辺消防長

消防長の灘辺です。よろしくお願ひします。資料の職員定数条例の改正の説明をする前にこれまでの経緯と現状についてご説明をしたいと思います。

平成 29 年 2 月の第 1 回宗像地区事務組合議会定例会において、平成 28 年中の救急出動件数が 6049 件と過去最多を記録し、今後も救急出動件数が増加することと推測されることから、おおむね 7000 件になる時期までに救急隊 1 隊を増隊しなければ、救急業務の質を維持することが難しくなるとお答えさせていただきました。

また今年に入って、さらに救急出動件数が増加し、救急車の現場到着時間が 8.3 分から 8.6 分に遅くなり、救命率に影響が出てくると考えられることから、急遽 4 月 1 日から本署の消防隊に非常用救急車を運用させることとし、救急車と消防車の乗りかえの兼務隊として、常に非常用救急車が出動する体制を現在とっています。

それでは、お手元の資料をご覧ください。現在 134 人の定数を 151 人に改正するものです。資料のグラフ中、平成 29 年度をご覧ください。職員数 137 人と記載しており、これはプロパー職員 133 人と再任用職員 4 人分の合計の人数となっております。次に以下の平成 32 年度をご覧ください。救急隊 1 隊の増隊要員として 8 人の職員を増員します。右側に記載しています増隊分 8 人の採用内訳は、平成 30 年度に 3 人、31 年度に 3 人、32 年度に 2 人と段階的に採用し、合計 145 人となります。

資料中ほどの※1 の増隊内訳をご覧ください。

増隊するには 10 人が必要となります。先ほどご説明した 8 人と、あと 2 人が必要になります。この 2 人は福岡都市圏消防指令センターの共同運用に伴い、平成 29 年度現在 8 人の通信指令員が、平成 32 年度から 6 人となることから、2 人の余剰人員が出るため増隊要員に充てます。

平成 34 年度をご覧ください。研修派遣要員として 6 人を増員し、ここで職員数は、今回の改正定数である 151 人になります。

この研修要員について資料、中ほどの※2 の研修派遣要員をご覧ください。

消防吏員として採用された職員は、初任教育や救急隊の資格を取得するための、研修などが義務づけられており、約 1 年間欠員状態となります。

平成 32 年度以降 10 年間の採用職員（研修による人員不足）は、最大 6 人を予定していることから、6 人の研修要員を計上しているものです。

平成 35 年度をご覧ください。ここは研修派遣を記載していませんが、これは退職者がいないため、採用せず、実員 145 人となっています。

その後もグラフには示していませんが、退職者数に合わせて研修派遣要員を増減させ、定数 151 人に対して常に署所配置人員を 145 人に維持できるよう採用していくことで、管内の消防力を低下させず維持していくものです。なお下の表は、条例改正前と改正後の署所配置人員をあらわしています。括弧内の赤い数字は先ほどご説明しました研修などで約 1 年間、欠員となるため、配置人員の不足数の数でございます。以上です。

○梶村議長

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声)

○梶村議長

ご異議ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声)

○梶村議長

ご異議がないようですので、討論を終結いたします。これより、第 20 号議案について採決を行います。本案は原案のとおり、決することに皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

○梶村議長

全員賛成であります。よって、第 20 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 12 第 21 号議案「宗像地区事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。花田事務局長。

○花田事務局長

議案書の 21 ページ第 21 号議案について御説明をいたします。

第 21 号議案「宗像地区事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について」上記の条例案を次のとおり提出する。平成 29 年 10 月 23 日。宗像地区事務組合組合長 谷井博美。

提案理由。消防法令に関する重大な違反がある防火対象物について、その法令違反の内容を利用者等に公表することにより、利用者等の防火安全に対する認識を高め、火災被害の軽減を図るとともに防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設

備等の適正な設置促進に資するため、宗像地区事務組合火災予防条例の一部を改正する必要が生じましたので、条例案を提出するものである。次のページの新旧対照表をご覧いただきたいと思います。公表に関する規定を新たに1条加えるものでございます。

第1項で安全基準を満たさない防火対象物を公表する旨を定め、第2項では公表の際はあらかじめ防火対象物の関係者に通知することとします。

第3項では、対象となる防火対象物については、公表の方法を規則で定めるとしております。規則におきまして、公表の方法は、消防本部のホームページで行うこととし、規則の改正案につきましては、資料により別途配付をさせていただいております。本条例の施行は、平成30年4月1日を予定しております。以上で、第21号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○桃村議長

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 はい。11番末吉議員。

○末吉議員

この47条の2で消防長は防火対策対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するためということで、例えば公共施設、あるいは、何かの施設等を利用する人に判断してもらうという形なのですから、質問は公表の仕方ですよね。

一般的に、公示だとかあるいはインターネット上で、公表しただけでこの利用者の判断に資するという形になるのでしょうか。その辺をちょっと聞きたいのですが。

○桃村議長

永野予防課長。

○永野予防課長

予防課長の永野です。消防法で、まず、今ご質問にあった違反対象物の公示というの、例えば防火対象物に消防設備が設置されてない場合、命令をかける権利が消防にあります。

その手続きをする間に一定期間を要します。その間、その命令をした場合には例えば、建物の出入り口とかに、この建物はこういった違反があるという命令の内容を公示します。それと消防本部の掲示板に掲示をするのが一連の流れです。その前段として、その命令を下すまでの一定の期間、利用者に知らせるために消防本部のホームページ上に、例えばその建物の名称と、所在地と違反の内容を掲示するという形になります。

この建物に例えば屋内消火栓が必要なのですけどついていませんというような形になります。 以上です。

○桙村議長

末吉議員。

○末吉議員

ホームページ等に公表して、一定の期間公表する、命令に従わない場合にその施設に張り紙等を張ると、その一定期間とはどのくらいの期間ですか。

○桙村議長

永野予防課長。

○永野予防課長

予防課長の永野です。違反処理規程というものがございまして違反の内容によって違反処理期間というようなものがございます。そこは最低 30 日とか、大きな設備にすれば設置するまでの期間がございますので、3 カ月とかいうものもあります。その種類によって期間が異なるということあります。

○桙村議長

はい。他にございますか。

(なしの声)

○桙村議長

これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声)

○桙村議長

ないようですので、討論を終結いたします。これより、第 21 号議案について採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

○桙村議長

全員賛成であります。よって、第 21 号議案は原案のとおり可決されました。

次に、各会計の決算の認定の進め方についてですが、初めに 5 議案を一括議題として提

案を受けたいと思います。次に、監査委員の監査報告を受け、監査意見書に対する質疑を受けます。そのあとに、議案ごと説明、質疑、討論、採決の順に行いたいと思います。それでは、日程第 13、議案第 22 号議案から日程第 17、第 26 号議案までの、5 議案を一括議題といたします。 花田事務局長。

○花田事務局長

それでは第 22 号議案から第 26 号議案、一括して提案をさせていただきます。

第 22 号議案 平成 28 年度一般会計歳入歳出決算。

第 23 号議案 平成 28 年度急患センター事業特別会計歳入歳出決算。

第 24 号議案 平成 28 年度大島簡易水道事業特別会計歳入歳出決算。

第 25 号議案 平成 28 年度本木簡易水道事業特別会計歳入歳出決算。

第 26 号議案 平成 28 年度水道事業会計決算。

以上 5 会計の決算の認定につきまして、地方自治法第 233 条第 3 項及び地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定によって、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成 29 年 10 月 23 日提出。宗像地区事務組合組合長 谷井博美。以上提案をいたします。説明につきましては次長がいたします。

○樋村議長

ではここで監査委員の決算報告をお願いします。外園監査委員。

○外園監査委員

監査委員の外園でございます。昨日は選挙に携わっておりまして寝たのが 3 時でございます。ちょっとあやふやなこともあるかもわかりませんけどよろしくお願ひいたします。

8 月 31 日に、私どもの方から組合長谷井博美様に意見書を提出しております。その資料が皆様のお手元にあると思います。それで、まず最初に、その意見書について、最初の方だけ読み上げさせていただきます。

宗像地区事務組合組合長 谷井博美様。宗像地区事務組合監査委員外園豊、監査委員福田昭彦。平成 28 年度宗像地区事務組合一般会計、特別会計歳入歳出決算書の意見書について、地方自治法第 292 条において準用する同法第 233 条第 2 項の規定に基づき、審査に付された平成 28 年度宗像地区事務組合一般会計、特別会計の歳入歳出決算書を審査したので、次のとおり意見を提出する。と言う事で出しております。

続きまして審査の内容について、次の 2 ページの方、審査の対象 1 から 7 番まで書いてありますとおり平成 28 年度一般会計歳入歳出決算。平成 28 年度の急患センター事業特別会計歳入歳出決算。平成 28 年度大島簡易水道特別会計歳入歳出決算。平成 28 年度本木簡易水道事業特別会計歳入歳出決算。平成 28 年度一般会計特別会計歳入歳出決算事

項別明細書。平成 28 年度一般会計特別会計実質収支に対する調書。平成 28 年度財産に関する調書。一応こういうものを対象に審査をしています。

審査の方法は、各会計歳入歳出決算書及び附属書類について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確認するとともに、これらの係数の正確性を検証するため、関係諸帳簿と証拠書類を照合したほか、関係職員からも意見徴収を行っております。

審査の期間は、平成 29 年 4 月 25 日から平成 29 年 8 月 1 日までです。

審査に付された各会計の歳入歳出決算書附属書類はいずれも関係法令に規定された様式に従って調整され、かつ、決算計数は関係諸帳簿と符合して正確であり、誤りないものと認められました。審査の結果は、以下の 1 から 9 までずっと内容を書いておりますけど、1 番最後に、9 ページの方に結びというところで、中身についてちょっと書いております。まず、次の水道会計もそうなのですが、毎月私どもは、月 1 回出て例月検査を行った上でこの審査も行っております。私、特に思うのですけど、一般会計、ここにある分全部、ほぼ予算書どおり適切に執行されております。

そして帳簿等についても的確にやられております。例月の審査の際にも各帳簿を見せていただいておりますけど、非常に事務組合の方はまじめにやっておられるなど、そういうふうに感じます。

結びの方ですが、9 ページのところで、7 番です。平成 28 年度宗像地区事務組合一般会計、急患センター、大島簡易水道、それから本木簡易水道、それらが適正に執行され財政運営なされていると認められます。一般会計につきましては、次に書いているとおりはしご付消防ポンプ自動車の更新、福岡都市圏消防通信指令業務共同運営実施に向けたシステムの整備などですが、ほとんど一般会計は、消防関係の費用でござります。

主なのが人件費で、人件費が相当のウェイトを占めて、それに付随して、ここに書いてある主な事業は、はしご付き消防ポンプ車、これが 2 億位。それから福岡都市圏との通信指令の関係ですが、これは前年度から繰り越してずっとやっております。

のことによって消防の機能が非常に向上すると思います。

それから次ですが、消防について見ると国が示す整備指針として少ない人員で運営されているが救急出動件数が 600 件を超えた今、将来的に職員の増員を検討する必要があると。先ほど消防長の方からもお話をありましたとおりですね、いわゆる救急体制ですね。これからは非常に高齢化が進んでまいりますから救急が非常に増えております。そういうことで、私の方も、きょうの皆様の先ほどの増員を承認していただいたことを聞きまして非常に安心しております。とにかくこれからは、救急体制が非常に大切になってくるんではないかと思います。

それから、5 カ所ある消防署庁舎のうち、昭和 50 年 4 月に供用開始した宗像地区消防本部、福間分署、大島分遣所、こういう建物が非常に老築化してきており、耐震とかで非常に心配しております。お金がいる事ですから早目に検討されて、どういう方針です

るかということを事務局の方もきちっと検討していただきたい。そうしないとお金明日要るよとかいう、そういう話では回答できませんので、そういう点を逐次計画的にやつていっていただきたい。

大きなお金が要りますから市民の負担になりますので、これは、検討を早くして頂きたいということで書いております。

このような、消防事情を取り巻く環境から、今後経費が増大することは明らかであることからより一層、予算の策定、予算の執行を計画的に行って頂きたい。

それから急患センターですが、前に戻っていただきまして 5 ページからちょっと見ていただきます。ここに、歳入部分が 5 ページの方に下の表の表 4 というところにござりますけど、診療収入が 2 億 130 万 8726 円、これが収入です。診療収入のトータル収入がですね、2 億 6361 万 4049 円。

次のページを見ていただきます。6 ページ、急患センターの表 6 のところで急患センターの運営費の 2 億 3,157 万 5,718 円、これが運営費です。その下に公債費が 1,400 万ほど出ておりますけど、結局その結果、前ページの収入が 2 億 6000 万ですね。表 4 の 1 番下の計の所、28 年度の、次のページの表 6 の、歳出の経費これが 2 億 4 千万円、約 2,000 万差があるんですが、僕これを同額にしたらどうかということを考えたんですが、一般診療収入というのは請求してから 2 カ月後にしか入ってこない。だから、予算の関係で 2 カ月分だけですね、約 3,000 万ちょっと欠が生じるものですから、いわゆる、市町村からの負担金が 2,800 万収入がありますからそれを減らしたかったんですが、それができない状況で今の状況を続けていっていただくしかない。

それともう 1 点、急患センターの運営費 2 億 3,100 万、表 6 のところです。このうちはいわゆる委託費、宗像医師会に委託しているわけで、その金額が 2 億 2,800 万ほどあります。だから、運営費もこれほとんど宗像医師会との契約、その分を維持しているということになる。どこに頼むかは、皆様方のお考えでしょうけど、部外にいる私から見れば、病院の収入で大体病院はやられているわけです。一般的に、そうすると、設備費から全部、病院の方で、負担しているわけです。そういうことを考えると、もう少し減らしてもらってもいいんではないかという気がしております。宗像医師会の方の委託料は。それで、一応、事務局のほうには請求が出ている内容の審査をもう少しやってくれという要望しております。ただ、これはですね、経済だけで言えない、宗像地区のですね、医療をどうするかということがありますのでですね、お金ではかれない。

それと今までずっと医師会が宗像地区のために出してきていると、そういう経緯も含めた上で、十分に検討していただきたいです。

私の審査の方では、お金が中心になってやると、そういう結果になるんですけど、行政という面で考えたときに、そのところも多少配慮が必要かなと考えています。それから、急患センターの分は一応そういうことで、私の方は、このような意見書を出しています。

それと、大島、本木簡水特別会計ですけど、これについてはですね、市からの負担金で運営されていて、収入はほとんど少ないんですが、先ほど不納付の分が、皆さんから報告で承認いただいて、大島が1万2,000円ほどありましたけど、地区が離れているものですから、収納の管理という点で、いわゆる徴収未納の分を少なくするようについて、距離が遠隔地だから、接触がおくれるということがないようにということで言っております。

ここに書いてあるとおり1番最後のところで簡易水道の9ページの1番下のところですけど、簡易水道の特別会計事業ですね、繰入金による市からの補助金によって賄っているところが非常に強いもんですからですね、ほかの市民が負担しているということ、だから、資本投下した設備の的確な維持管理と効率的な事務運営に努められたい。

これは、収納の確保という事です。

それから、10ページにまいりまして、ここはもう総評でございますので、会計処理的にはですね。一切不備はございません、適切に実施しております。一般会計及び特別会計はその大部分が関係市からの負担金によって運営されており、経費の増加がそのまま関係市の負担となる。以上のことから、組合は引き続き効率的安定的な事業運営を目標とするとともに、地域住民の安全かつ安心した生活環境が担保できるよう、より一層努力されたいということで、意見書を出させていただいております。

一般会計は、一般会計、特別会計、急患センターについて、急患センターはちょっと別ですけど、営業して収入を稼いでいるわけじゃないですから、支出のほうでしっかりと見ていただきたい。一応帳簿上では全然問題ございませんけど、あとは予算にかかる問題ですから、皆様方の、決議によって決まるものだと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それで、一般会計、急患センター特別会計、大島・本木簡水の説明を終わらせていただきたいと思います。

それから続きまして、水道会計に移らせていただきます。これも皆様のお手元のほうに平成28年度宗像地区事務組合水道会計決算審査意見書を出しておりますので、それをもとに、説明させていただきます。これも8月31日に、組合長あてに意見書を提出しておりますので、それを最初読ませていただきます。

宗像地区事務組合組合長 谷井博美様 宗像地区事務組合監査委員 外園豊、監査委員 福田昭彦 平成28年度宗像地区事務組合水道事業会計決算に係る意見書について、地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成28年度宗像地区事務組合水道会計水道事業会計決算について審査したので、その結果について次のとおり意見を申し述べる。1ページをあけていただきまして、表題部はまた省略させていただきますけど、1ページの上から

審査の対象、平成28年度宗像地区事務組合水道会計決算。

審査の方法では、審査に当たっては、提出された決算書類その他関係書類が地方公営

企業法関係法令に基づいて作成され、事業の経営成績、事業の財政状況を適正に表示しているか否かを検証するため、関係調書、証拠書類により審査を実施いたしました。

また、事業、経営内容の把握をするための計数分析を行い、予算執行が正しく運営されているかについて審査いたしました。

審査期間でございますけど、平成 29 年 7 月 25 日から平成 29 年 8 月 30 日。

審査結果ですが、審査に付された決算書類の計数はいずれも関係法令に準じて作成され係数も正確であり、経営成績及び財政状況も適正に表示しているものと認められました。なお審査の結果、結果概要及び意見書は、以下のとおりです。

水道会計というのは、営業でございますので、いわゆる収入があつて支出があると。

要は水道料を市民からいただき、それを財源として、また、必要なことを支出している。

そういう項目でございますので、一般会計とはちょっと違つて、私的企業的な運営になっていると思います。

まず、10 ページまで内容についてずっと書いておりますけど、11 ページの結びを主体に説明させていただきます。

11 ページの最初ですが、当年度の収益的収支決算は、総収益 32 億 1,298 万 8,000 円に対し、総費用 26 億 1,486 万 3,000 円で、5 億 9,812 万 5,000 円の純利益が生じており、前年度に比し 14.8% 増加している。ここの文章はこれですが、見ていただきますのは、1 番わかりやすいのが 4 ページですね。4 ページの 5 表です。収入と次の 5 ページにわたって支出がこう書いてあります。そして最終の利益といいますか、残った金額が 6 ページの 1 番下の収支差額計ということになります。これら中身を見ていただきますとわかりますように、収入こういうのがありますと、支出にもこういうのがあって、右に去年のがありますから、28 年度と 27 年度が横に並んでおりますからよくわかりますよね。給水そのものは、1 番上の 24 億ですかね。24 億というのが大体、市民から調達されているものです。

それでは 11 ページに戻っていただきまして、総収益は営業収益が 6,000 万 9,000 円。

それから、営業外収益が 2,523 万 7,000 円。特別利益が 4,000 万円、これは 4 ページに書いてある分の内訳を単純に書いただけです。それから 11 ページ、その次の所からいきます。なお、前年度と比較して、給水戸数は 1,209 件、それから、給水収益は 4,166 万 8,000 円増加いたしました。また水道加入金収入は 1,342 万 9,000 円増加しており、これは集合住宅の増加により、新規の加入者の増加があったものだと考えられております。

それから、次の総費用でございますが、営業費用が 1,496 万 3,000 円増加しております。営業外費用は 694 万 2,000 円減少しております。また特別損失は、32 万 2,000 円増加し、総費用全体では、全前年度比較して 834 万 3,000 円増加しております。

この費用の増加の主な原因は、漏水による修繕工事の増加であると思います。

これはまた後ほど申し上げます。事業の総収益に関する経済指標は、総収支比率は 122.9%、経常収支比率も 122.9%、営業収支は、103.2%であり、良好な状況となっております。この内容については 13 ページを見ていただきますと各指標を全部、経営分析上に載せております。

それから 11 ページに戻りまして、水道収納の収入率はですね、現年度 97.2%前年度がマイナスの 0.1%、過年度分は 88.9%、前年度対比 2.6%、全体として収入率は、97%であり、前年度と比較すると 0.1%上昇している。

さらなる収入向上にむけ、未納者との接触継続、経済状況の把握等をしていくことが望ましい。実を申しますと、私の監査の中で、過去は先ほども不納欠損が 240 万ほど、ありました。去年が 600 万円あります。その接触状況をちょっと確認させていただきましたが、一生懸命はやっていただいているのですが、管理の状況がもう少し、何といいますか、システムにやった方がいいのではないかと、単発的に当たるんじゃなくて、要は、未納率の多い方はたくさんあたって、未納率の少ない人よりウェイトをおいて当たってください。去年の 600 万はですね。倒産による、そこの 1 件で 200 何十万かあります。それがとれないというのはおかしい。接触の仕方が問題。そういうことで上位ランク者個別管理をやってください。要は、未納率の高い 1 位から 10 位までの表を必ずつくって、接触回数をそれで確認し、企業の場合はいいんですけど、個人の方もおられまして、今年の場合が、個人の方が 92 万ほど、繰り越されている方がおられまして、この方は高齢の方で女性だと思うのですが、それは給水を止めるという方法もありますが、個人の生活権にかかわる問題ですから、それらと照らし合わせて、接触を多くしてくれというような話です。

要はそれで、現在は少し解消されてきておりまして、その方の未納率が減少してきております。その分だけはきっとやっていただきたいと言っております。

それで、今年は 400 万減ったと皆さんには、事務局の方を褒めていただけたらと思っております。

次の総評のほうに入ります。会計処理は適切に処理されております。今後の水道事業は、高度成長期に整備した施設配管等の、経年劣化更新のために多大な費用の増加が見込まれています。これは去年と同じですね。このような厳しい情勢下にありますが、給水区域内での広域的な運用による経費節減、給水量のロスをなくす有効率の向上のための作業は順調に進んでおり、引き続き安心・安全な水を安定供給し、より一層、経営の効率化を図ることが必要である。

こういうふうに書いてなかなかわかりにくいかかもしれませんけど、そこの給水量のロスをなくすという有効率 90.4%の向上と、これは有効率というのは、要は、水を出しますと、いわゆる給水ですね、各戸に行きますからそこからお金もらうわけですよ、あんたどこ何 m^3 使ったからいくらと。出した水の量と料金回収できた水の量がイコールであればロスがない。ところが、10%を超えるロスがある、また水がどっかにいっている。

だから、これは福岡市がいい例ですけど 95%あります。北九州は、80%台、要は、これが低いところはですね、お金が捨てられている。100 出して 100 もらえば、漏水とかいろいろな無駄がなくなる。そういうことです。それで、私はこれを非常に、重要視しまして、その率を上げていただくために、各起点に流水計が置いてあります。両地区で約 20 カ所くらい起点の流水計があつてはかるところがあります。それと各市から徴収した料金にかかわる量を各拠点ごとに測って、低いところをピックアップして、そこがどうなっているか見てくれと。それはお金だけの話はではなくて、要は、出した量だけのお金がもらえないということですね、どつかで漏れている、そうすればこの間、テレビでありましたですね、配水管が破裂して水浸しになる。どこやったですかね。テレビで出たとこ。ということは、配管が古いと、そういうふうな形で漏れが出る無駄が生じる、だからそういうことに対して、例えば配管を変える際に、有収率の低い地区から検査して配管を変えて漏水がなくなるようにという、お金だけの話じゃなくて、そういう配管の、工事現場の特定にも利用してくれと、それと、あと 1 点ですが、配管が壊れて水が流れますと、ある量からは、地盤陥没が起こります。

そうすると事故になる。それを改修するには非常に高額な金額を一度に支出しなければいけない。だから、この有収率は単純に書いていますけど、いろんな意味を含んでおりますので、ここを重要視して監査しております。さっきの不納付分もありますけど、それよりこちらのほうが金額的には、一か所陥没すると何億ってなりますので、それと配管の整備計画をもとに現在は配管の整備については、コンピューターで、大体いつごろしたかという事を整理させておるところです。

会計監査以上の事をやっているみたいで、事務局には非常に悪いのですが、そういうことです。

それと、最後に、あんまり長くなったら、時間とられていけないですが、お金の話です。8 ページに、キャッシュフロー、これはちょっと会計的な話なのですが、キャッシュフローが出ておりますけど、ここでですね、いわゆる事務組合にお金がいるとして幾ら出せるのかという話です。お金がどうなっているかという、中いろいろごちゃごちゃ書いていますけど、これ会計的なことであれですけど、1 番下です。

8 ページ 1 番下の資金増減表と期末残高、資金期末残高、40 億は一発で出せます。

1 番下 40 億。去年がですね 35 億 4,600 万円、40 億あれば、大概のことはできるんじゃないかと思いますけど、事故が起こったときは一発で出せますからやっぱりここはきっと貯めていかなければならない。そこは安全だということで、ある程度は、お金が出来ますよということです。それと、この表見ていくとですね。ちょっと難しいかと 2 ページの資本的収支と決算の状況というのが、表 2 というのがございます。これはですね、特別な会計の処理で、要は、お金が入ってきたのがどこから入ってきたかと、それとどういうふうな使い方をしたかという、資本にかかわる部分で財産として考えている部分ですから、私はこれ見てないんですけど、皆様方にはわかりにくいし、この表を出して

もわかりにくいかなど、収入の内容がこういうふうになって、これが資本的ですから財産として残りますということです。財産が減っていくのが下の支出で、そういうふうな形でお金が出ていますということで、あの分は読めたらすぐわかると思います。以上で、私のほうの水道会計に関する意見の総括をさせて頂きました。

最後に、経営健全化にかかる問題で、この資料がついていると思います。経営健全化は、要は破綻することがないかという話です。次のページ見ていただきますと、計算方法がわかると思います。裏のページですね。組合長あてに出した、水道会計の意見書の1番最後のページ、1枚物でついていると思います。経営健全化ですから、水道事業が破綻していませんかという指標を示すための書類で、宗像地区事務組合はですね、1ページ目の裏を見ていただきますとわかりますように、資金不足比率というのがなく、事業規模資金の不足額、資金の不足はないから上がマイナスになっているんですね、マイナスになっているという事は、資金があるということです。不足額はマイナスをつけませんで書きますから、だからパーセンテージがマイナスパーセンテージで上がるということになりますから、これは何も書かないと。要は足りない額が下の事業の規模に関して年20%と書いてありますけど、それだけのマイナスがあるとダメですよということを、国の方でいろいろこう規定でつくっているのですけど、ここは、プラスですから、これは関係ありません。資金的なもの、経理的なものを見るときは、さっきの意見書の1番最後のページに比率を載せていると思うんで、表が裏表あると思いますけど、これ全部に数字が出ているのですけど、単独でこれを見る方がおられますけど、単独では見られないでこれ全体を検討しながらですね、オーケーかどうかということなのですが、一応全部いい数字が出ておりますので、大丈夫だと思います。だから1番最後の健全化の審査意見についてはもう読み上げませんけど、問題ないということで、私の説明を終わらせて頂きます。

○樋村議長

それではここでただいまの決算審査報告について、質疑があれば受けます。はい、14番永島議員。

○永島議員

確認の意味でお願いしたいんですが、一般会計歳出決算の審査の期間が監査委員は29年8月1日というふうに言われたと思います。8月31日と書いてありますがその分と、救急出動件数が600件と言われましたけど、6,000件と書いてありますがどっちが本当でしょうか。

○樋村議長

外園監査委員

○外園監査委員

文書で書いてあるのが本当でございます。私の方が読み間違えまして申しわけございませんでした。

○桝村議長

他にございますか。 はい。 4番、 横山議員。

○横山議員

4番横山です。この中でお伺いしたいのが、簡易水道の件ですが、監査委員さんの意見書で老朽化が進んでいるので修繕とかじゃなくて布設替えが、先々考えられるという事を言ってありますが、布設替になつたら大変な工事だと思うんですよね。それに伴つて、両市のことだと思うのですが福津市も、宗像市も簡易水道の大きな工事をするということに関しては、その事務組合の方の宗像事務組合のほうに移行するということを考えられているものかということで、損益が今両市で賄われている分入れられてっていうことですが、この組合の方に入れたほうが逆に言えば、先々のことを考えれば、安くないかといくんじやないかと考えるんですが、その点を考えがあるんでしょうか。

○桝村議長

外園監査委員。

○外園監査委員

私は監査した結果の話をしておりますので、将来展望は皆様がたが決めることであつて、私が決めることでございませんので、その点は皆様方よくご議論して下さい。私は監査意見として問題提起をしておりますので、私が決める訳にはいかないので、皆さん方ご審議よろしくお願ひします。

○桝村議長

12番、 砲野議員。

○砲野議員

12番砲野でございます。監査委員さんの結びの中で、消防関係が本署が昭和50年4月供用開始で古くなっている、そして耐震設備もないというような状況を今報告していただき、結果としては、予算策定、予算執行を計画的に行って下さいと、当然ながらこれから議会の中で審議していく訳でございますが、例えば、今、監査委員さんがおつしやったように、改築、建て替え等の検討ということも後をご検討されておりますが、建

て替えになりますと例えば、今本署の場合ね非常に今の状況では狭い、あるいは訓練場所もない。

そういうことを含めて議会ではこれから審議することになりますけれども、今、監査委員さんが、ごらんのように老朽化の受けとめ方をもう少し感じとしてわかっておれば知らしていただきたいと思います。以上です。

○**桝村議員**

外園監査委員

○**外園監査委員**

要は、あとは耐震なんですよね。今問題なっているのは。なぜ僕が早くしたほうがいいと言うのは、消防は、緊急体制のときに動く場所なんです。それがもし何か起こって、例えばここに地震がいつ来るかわかりませんね。日本中どこに断層がここにあると分かっているのはごく一部だけです。そういうことが起こったとき本署とか耐震を十分でない分署にしても、事故が起こったら、本当は出でいかなければいけないのに、そこが動けないならもう住民は全然動けないですよ。だから早めに耐震とか色んなものを検討していただきたいと。そして、私は消防は、市民の保険だと思っております。前も言ったと思います。だけどその守るところがだめになつたらだれも守る人がいない。だから耐震とか、耐用年数との関係とか、ここはこうなっているとかいう、改築だけで済むのか、それとも作り直さなきやいけないのか。そういうのを早い段階から検討しておかないと急には決まらないと思うのですよね。それで、早い段階からそういう下準備をしていただいて、調査も含めてですね。そして、そういうことを考えて、費用はこの位要るなどか、どのくらいの年限で考えなきやいけないか。それと国に対する補助金の申請をいつごろからやっとかなきやいけないなとか、そういう事前の準備を早目にやられたらどうですかという意見でございます。

○**桝村議長**

ほかにございますか。はい、11番、末吉議員。

○**末吉議員**

水道会計の決算についてなんですけども、27年度と28年度の1番大きな違いは包括委託で北九州市に委託をされたのが28年度、決算見ましても、27年度と28年度の違いは委託料で、約2億委託料は増えているわけですね。その背景としては、修繕費がその分27年度に比べて減額されている、いわゆるその修繕大きな事業を含めた、包括委託というふうになっているわけですけども、監査としてですね、委託料相当分の監査は、昨年度とは変わってくるわけですけども、どういう形で監査をされたんでしょうか。

○桃村議長

外園監査委員。

○外園監査委員

私の方は、その監査はできません。結果論でしか。要は北九州に委託しているものを私たちが出て行って北九州市を監査することはできないのですよ。内容を。だから、委託契約を結ぶ際に、事務局側がその内容を正しいかどうかを見ていただくしかない。監査委員が出て行くわけにはいかないとね。

だから、これは事務局にお願いしていることをここで言っていいのかどうかわかりませんけど、プロパーがいない。水道事業に対するプロパーがいないときに、事務組合はどうやってこの工事はこれでよかつたのかとかそういうことはですね、だれも判断できる人がいない。採用しない限り、そういう人を育てていないから技術屋さんがいなくなるわけですから。

私は事務局の方にお願いしているのは、議会にもお願いしたいんですけど、事務局の方に言っているのはですね、要は、北九州市に委託したことが妥当なのかどうかという判断できる人間ぐらいは確保しておく必要があるんじゃないですかと。

だから、経営施設課主幹は再任用ですけど、私は残してほしい。要は事業が解らないならだれが監査するんですか、技術を。私は金はいくらでも監査できますけど、技術と金が結びついて初めてのことになりますので、やはりプロパーの方がいないと北九州市に任せている工事は、また外注に出しているわけですよね。それを良いか悪いかをだれが監査できますかと、例えば読んでも、技術のことは、技術屋しかわからない。だから、そういう意味で、私は残していただきたい。だから監査そのものはできません。

金額的な監査だけしか、だけど、その金額が適正に月支払等収支はですね、やられているから私どもは、そこは大丈夫だろう。そういうことで、よろしいですかね。。

○桃村議長

末吉議員

○末吉議員

監査委員さんにいろいろ詰めても、一つの情報として予算のときにもちょっと述べたんですけども、本組合から北九州に包括委託で委託料として予算額提示しますよね、そうすると、北九州市議会の、いわゆる水道会計特別予算では、歳入の額といわゆる宗像地区事務組合関係の歳出の金額の差が約 4,000 万。当初予算の中で計上されている訳なんですよ。それで、委託の歩掛、それぞれの経費というのは、要するに、出て行くお金ですから、監査のときに、当然こういう積算でどうこう言うその構成になっているとい

うのが示されると思うのですけれども。いわゆる成果品としての北九州市の水道会計の歳出は、その差の中に 4,000 万金額としてはですね、存在しているということを、情報としては監査委員さんとしてはご存じでしょうか。

○梶村議長

外園監査委員。

○外園監査委員

その詳しい事は、契約の内容について私の方はタッチしておりませんので、はつきり言ってわかりません。ただ私の方は、やはり、監査委員として見るときは、一般市民として水道料金払うわけですから、そのところ、お金が適正に使われているかどうか。そして、契約そのものがよかったですかどうかというのは議会で決めることだと思っておりますので、そこまで私の方はしておりません。ただあの心配したのは先ほど言ったとおりそれがいいかどうかを判断する人がここにいないというのは非常に寂しいとそういうことです。

○梶村議長

他にございますか。 はい。 13 番。 石松議員。

○石松議員

外園監査委員については数字だけではなくて、本当に掘り下げた将来に向けた問題提起を一般会計、特別会計、水道会計もしていただいたと思います。

私は重複を避けますので、急患センターの特別会計についてですね、少しお伺いしたいと思いますけども、これは 9 ページの、下の 2、4、6 行目のところからですね。

これは問題提起というふうに私は受けとめたのですけども、基本的には診療収入で賄うのが理想だと思いますけども、現実的にはそう行っていないのが実態でして、こここのところで契約内容について改めて精査されたいということ書いています。

私も以前、議選の監査委員もさせていただいた折に、私自身も問題提起、問題視していたんですが、なかなか監査委員という立場ではですね、表にはできなかつたんですけども、恐らく少額であっても、判例的に毎年毎年ですね、習慣的な支出があつてあるような感じがしておりました。恐らくその辺のことも含めて、ここは詳らかには書かれていませんけれども、こういう表現を使ってですね、その辺のところ問題提起をされたんじゃないかなと私は受けとめているんですけど、差支えのない範囲でですね、その点についてはどのような形でお考えになっているのか、監査委員のお考えを教えていただきたいと思います。

○樋村議長

外園監査委員。

○外園監査委員

はい。先ほども委託料の話をちょっとさせていただきましたとおり、私、実は税理士をしておりましてですね、どうしても営業成績というのが、民間では気になるものですから、普通一般の病院というのはですね、診療収入ですべての入件費からですね、建物、機具、全部賄っておるわけです。この場合はですね建物、機具、そういうものも全部こちらなのです。、委託料の中から払ってない。だから、普通の民間の病院で言えばですね、病院の建物それから中の機具、備品レンタル等にしろ全部ですよ、それはよその人が、お金を出してくれて整備するわけ。あとは診療だけなのです。人と診療、薬だけです。そうすれば当然、民間から考えればですね、物すごい黒字が出るんですね。建物の維持もしなくていい、建設費も出さなくていい、何もしなくていい。

そして、この委託料を見るとほぼ診療収入がそのまま委託料なのです。

そうすれば、建物の代金の何も見ないで、利益を享受しているんじやないかと、委託された先が、だから、私が最初言ったのは、契約はそれでいいのかと。

委託料は計算書を向こうから出したものと見ますと、約2億の、今毎月1900万払っていますが、その中では、委託契約するものですから、例えば2,000万の委託契約するとですね、委託料に対して消費税が8%ですから、2億の8%上乗せになるわけです。委託料の中身を見ますと入件費が1億5,000万近い、向こう側がいろんな大学から、先生方呼んでいるから。その入件費はですね、実は消費税掛けちゃいけない。

だけど、委託料と全体整備では載っていて、だから二重に利益が出ている訳、そういうふうな観点から、それと過去においては委託する先が確かにここではですね宗像医師会しかなかった。大手の病院がないからですね。

今は水光会とかですね、大きな病院で言えば、和白病院とかですね、和白病院はいろんなところに点在して持っています。前原市がちょっと形態の違った形で運営しているのがあるからですね、そういういろんなことを考えて委託先も多少検討してもいいんじゃないかと。ただ意見の中で申しましたとおりですね、宗像医師会がずっと過去から見ているからですね、その地区状況というそういうものがありますから、いろんなことを考えて、いろんな方面から検討してみたらいかがですかという、この文章はそういう意味でございます。ちょっと言葉足らずで悪うございましたんですけど、ただ、どうしなさいということではなくて、これも、消防の建物の検討と一緒にのようなことでいろいろ検討をやってみてベストを選んでいただきたい。やはり市民のお金で成り立っているものですからね。そういうことでよろしいでしょうか。

○樋村議長

他に質疑ございますか。

(なしの声)

○樋村議長

ないようですので、これをもちまして質疑を終結します。ここで休憩とします。再開は 11 時 45 分とします。

(休憩)

○樋村議長

議会を再開し、休憩前に引き続き会議を行います。

議案第 22 号議案「平成 28 年度宗像地区事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。神山次長。

○神山次長

それでは「平成 28 年度宗像地区事務組合一般会計歳入歳出決算について」お手元の決算書に基づきましてご説明したいと思います。それでは決算書の 2 ページ 3 ページをお開きください。平成 28 年度の決算について、歳入合計は予算現額 18 億 2,284 万 6,000 円に対し、調定額及び収入済額は同額で 18 億 2,224 万 1,164 円となっております。予算現額と収入済額との比較では 60 万 4,836 円の減額となっております。

続いて 4 ページ 5 ページをお開きください。

歳出合計は予算現額 18 億 2,284 万 6,000 円に対し、支出済額は 17 億 5,723 万 4,820 円で。

翌年度繰越額が 342 万 9,000 円。不用額が、6,218 万 2,180 円生じております。

歳入歳出差引残額は、6,500 万 6,344 円で。翌年度繰越額 342 万 9,000 円を差し引いた 6,157 万 7,344 円を翌年度へ繰り越しいたします。

続きまして事項別明細書により主な決算内容について御説明いたします。

6 ページ、7 ページをお開きください。

歳入のうち、1 款分担金及び負担金は、当初予算額 15 億 5,337 万 2,000 円に対し同額を収入しております。関係市の負担金額は、備考欄の記載のとおりでございます。

続きまして 8 ページ、9 ページをお開きください。

6 款諸収入は、当初予算額 319 万 8,000 円に対し収入済額は 827 万 2,837 円となっております。

10 ページ、11 ページをお開きください。

6 款諸収入のうち、2 項 1 目 1 節雑入が予算額に対し、収入増となりましたのは、はし

ご付き消防自動車の売却代金 157 万円のほか、熊本地震への緊急消防援助隊派遣に対する交付金など、315 万 5,579 円が発生したためでございます。

7 款組合債は、契約額の確定などにより、当初予算額から 1,210 万円を減額補正し 2 億 3,240 万円となっております。これは、はしご付き消防ポンプ自動車の更新及び消防共同指令システム整備のための消防債でございます。次に歳出について御説明いたします。

12 ページ、13 ページをお開きください。

1 款議会費は支出済額 225 万 6,873 円でございます。支出内容は備考欄のとおりでございます。2 款総務費は当初予算額から 135 万 7,000 円を減額補正し、支出済額は 3,511 万 9,308 円となっております。

14 ページ 15 ページをお開きください。

総務費の支出のうち主なものは備考欄に記載しておりますけれども、派遣職員に対する負担金で、1067 万 6,988 円となっております。

続きまして 18 ページ、19 ページをお開きください。

3 款衛生費は、当初予算額から 279 万 4,000 円を減額補正し、支出済額は 1 億 5,930 万 4,149 円となっております。

20 ページ 21 ページをお開きください。

主な支出は、2 項清掃費、1 目し尿処理場費、13 節委託料でございますけれども、支出済額 1 億 1246 万 1843 円となっており、そのほとんどがし尿処理施設の管理委託料となっております。4 款消防費は当初予算額から 4,109 万 6,000 円を減額補正し、支出済額は 14 億 7,376 万 2,100 円でございます。

22 ページ 23 ページをお開きください。

主な支出は消防常勤職員 131 人及び短時間再任用職員 4 人分の人工費で 11 億 1,634 万 5,742 円となっております。

人工費以外の主な内容につきまして、各節ごとに御説明をいたします。18 節備品購入費は支出済額 2 億 2,877 万 4,792 円です。主な支出内容は、25 ページ備考欄、下段の 11、消防車両維持管理事業のはしご付き消防自動車購入費 2 億 2,032 万円です。

再度戻っていただきまして 22 ページ、19 節負担金補助及び交付金は支出済額が 3,342 万 3,945 円です。なお、342 万 9,000 円を翌年度に繰り越しております。

これは消防本部に設置されております福岡県の防災行政無線の再整備負担金で、当初は平成 28 年度から 30 年度までの 3 カ年計画の予定でございましたけれども、本事業の工事請負契約に係る入札が延期されたことに伴いまして、平成 29 年度への繰り越しとしているところでございます。

主な支出内容としましては、27 ページ備考欄上段の中に通信機器整備事業のうち、福岡都市圏消防通信指令業務共同運用関係負担金、2,470 万 320 円です。

なお、共同指令センターは本年 11 月 30 日からの運用を予定しております。

これで歳出の説明が終わりまして、引き続き財産に関する調書を御説明いたします。

31 ページをお開きください。

財産土地及び建物につきましては、前年度からの変更はございません。

33 ページをお願いいたします。

物品につきましては、はしご付き消防自動車 1 台の更新をいたしましたが、総台数に変更はございません。

続きまして 34 ページ及び 35 ページの基金でございますが、35 ページ下段をごらんください。定期預金利息 63 万 8,839 円を積み立て、基金総額 3 億 8,632 万 2,986 円としております。以上で決算書の説明を終わります。

続きまして、さらに別冊の決算にかかる主要な施策の成果報告書。これに基づきまして説明を行います。成果報告書の 2 ページをお開きください。

(2) 歳入決算の表でございます。決算額は対前年比 2 億 168 万円の増。112.4% の 18 億 2,224 万 1,000 円となっております。増額の要因は、はしご付き消防自動車更新などのための地方債の起債額の増額、対前年度比 1 億 5,550 万円の増などによるものでございます。

(3) 歳出決算額は、対前年度比 1 億 6,704 万 3,000 円の増となっており、110% の増。17 億 5,723 万 5,000 円となっております。

増額の要因は、はしご付き消防自動車更新費用の増のほか、公債費の増加によるものでございます。

次に 4 ページ、3、一般会計の主要な施策の成果をお願いいたします。

4 ページの 1 番上からでございますけれども、議会費の関係では、定例会 2 回臨時会を 4 回開催したほか、県内での視察研修がございました。昨年は北九州に行っております。総務費関係では、広報紙の発行を 3 回行ったほか、情報公開個人情報保護制度運営審議会を開催しております。監査委員費の関係では、出納検査、定期監査、決算審査がございます。

次に、5 ページをお願いいたします。

(3) 衛生費のうち 1 番上の表、①ア、a の生し尿、浄化槽汚泥搬入量の表をごらんください。し尿処理場への搬入量合計は対前年比 2542.8 キロリットルの減で、1 万 7,716 キロリットルとなっております。2 番目の b 表汚泥処分量につきましても、対前年度比 29.1 トンの減で、433.5 トンとなっております。

次に 3 番目、イ環境測定値（放流水）の水質検査結果につきましては、国の基準を下回っておることを報告させていただきます。

次に 6 ページでございます。

消防費関係では、主な事業としまして、上段の福岡都市圏消防通信指令共同運用システム整備事業や、下段のはしご付き消防自動車の更新などを行っております。

以下のページでは消防救急活動の状況や防火対象物への査察、講習会の実施状況のほか、職員の研修状況などを記載しております。

特に 6 ページ中段①警防救急関係、イ救急活動の状況の表についてですが、救急出動件数が前年比 253 件増加し、6,000 件を超える結果となっております。

これをもちまして、平成 28 年度宗像地区事務組合一般会計歳入歳出決算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○梶村議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

○梶村議長

質疑ないようですので、これをもちまして質疑を終結します。これより討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声)

○梶村議長

ないようですので、討論を終結します。これより、第 22 号議案について採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

○梶村議長

全員賛成であります。よって、第 22 号議案は原案のとおり認定することに決定しました。ここで休憩いたします。

再開は、午後 1 時とします。

(休憩)

○梶村議長

議会を再開し、休憩前に引き続き会議を行います。

一括議題といたしました議題について、進めさせていただきます。

第 23 号議案「平成 28 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について」執行部の説明を求めます。神山次長。

○神山次長

それでは「平成 28 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計歳入歳出決算について」ご説明させていただきます。

それではお手元の決算書ですが中ほどの急患センター事業特別会計歳入歳出決算書をお開きください。一般会計の次になっております。

急患センター事業特別会計決算書の 2 ページ 3 ページをお開きください。

歳入合計でございますが、予算現額 2 億 5,983 万 9,000 円に対しまして、調定額は 2 億 6,378 万 4,709 円、収入済額は 2 億 6,361 万 4,049 円、不納欠損額はございません。

収入未済額は 17 万 660 円となっております。

予算現額に対します収入済額の比較では、377 万 5,049 円の増となっております。

それでは 4 ページ 5 ページをお開きください。

歳出合計は予算現額 2 億 5,983 万 9,000 円に対しまして、支出済額は 2 億 4,597 万 6,778 円となりまして、不用額が 1,386 万 2,222 円生じております。歳入歳出差引残額は、1,763 万 7,271 円で、これを全額翌年度へ繰り越しいたす予定でございます。

続きまして、事項別明細書により主な決算内容についてご説明申し上げます。

6 ページ 7 ページをお開きください。

歳入のうち、1 款診療報酬は、当初予算額 1 億 9,753 万 1,000 円に対しまして、調定額は 2 億 147 万 9,386 円、収入済額は 2 億 130 万 8,726 円、不納欠損額はございませんので、収入未済額は、17 万 660 円となっております。2 款分担金及び負担金は、当初予算額、調定額及び収入済額いずれも同額で 2,822 万 6,000 円となっております。関係市の負担額は備考欄への掲載のとおりでございます。次に歳出について御説明をいたします。

10 ページ 11 ページをお開きください。

1 款、急患センター運営費は支出済額 2 億 3,157 万 5,718 円となっております。

主な支出内容は 13 節委託料、支出済額 2 億 2,943 万 4,898 円、そのうち急患センター管理委託料は、2 億 2,827 万 1,306 円となっております。2 款公債費につきましては、地方債の元利償還金といたしまして、支出済額 1,440 万 1,060 円となっております。以上で決算書に係る説明を終わります。

続きまして、別冊の決算に係る主要な施策の成果報告書の説明をさせていただきます。

成果報告書の 9 ページをお開きください。

(2) 岁入決算の合計額は、対前年度比 3,103 万 6,000 円の減で、89.5% の 2 億 6,361 万 4,000 円となっております。減額の主な要因は、事業費の減額に伴う負担金及び繰入金の減によるものでございます。

(3) 岁出決算の合計額は対前年度比 1,459 万 3,000 円の減で、94.4% の 2 億 4,597 万 7,000 円となっております。減額の主な要因は急患センター管理委託料の減でございます。

次に、10 ページ、下の方、5 急患センター事業特別会計の主要な施策の成果のうち、

(2) 急患センター利用状況ですが、受診者数は対前年比 280 人の減。98.4% なってお

りまして 1 万 7,420 人となっております。

11 ページをお願いいたします。

下段の④市町村別患者数でございますけれども、宗像市が全体の 47.8% の 8321 人、福津市が 22.7% の 3,952 人、組合関係市以外の受診者数は 29.5% の 5,147 人となっております。これをもちまして平成 28 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○桃村議長

質疑を受けます。 質疑ございませんか。

(なしの声)

○桃村議長

質疑ないようですので、質疑を終結します。これより討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声)

○桃村議長

討論がようですので討論を終結します。これより、第 23 号議案について採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

○桃村議長

全員賛成であります。よって、第 23 号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

第 24 号議案「平成 28 年度宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」執行部の説明を求めます。石松経営施設課長。

○石松経営施設課長

経営施設課長の石松です。

それでは、第 24 号議案「平成 28 年度宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」お手元の決算書に基づきましてご説明申し上げます。

大島簡易水道事業特別会計決算書の 2 ページ、3 ページをお開きください。

まず、歳入合計では予算現額、1 億 2,773 万 4,000 円に対しまして、収入済額が 1 億

2,478万6,416円で予算現額と収入済額との比較で294万7,584円の減となっております。

続いて4ページ、5ページをお願いいたします。

次に、歳出合計では、予算現額計1億2,773万4,000円に対しまして、支出済額が1億639万4,830円。翌年度繰越額が1,836万円で、不用額が297万9,170円生じております。

歳入歳出差引額は1,839万1,586円で、これを全額翌年度へ繰り越しを行います。

続きまして、6ページ以降の事項別明細書により主な決算内容につきまして説明を行います。まず歳入でございますが、1款の事業収入は、調定額1,293万8,067円に対しまして、収入済額は現年分が1,253万9,384円、滞納分が13万6,366円で計1,267万5,750円でございました。不納欠損額につきましては、先ほど、報告第4号で説明をいたしました。

1万2,210円でございます。収入未済額につきましては、現年分17万9,196円、滞納分7万911円、合計で25万107円となっております。3款、国庫支出金3,000万円は、簡易水道事業に係る国庫補助金でございます。4款繰入金6,410万3,000円につきましては、赤字補てんも含めまして、宗像市から繰り入れをしたものでございます。

8ページ9ページをお開きください。

5款、繰越金、2万8,509円につきましては、前年度からの繰越金でございます。

6款、諸収入、297万9,157円につきましては、消費税還付金等でございます。

7款、組合債、1,500万円につきましては、簡易水道事業債でございます。

次に歳出につきまして説明申し上げます。

10ページ11ページをお開きください。

1款1項1目簡易水道管理費、13節委託料でございますが、支出済額は1,651万595円で、主な内訳としましては、北九州市の包括委託料1,573万2,268円で、浄水場の電気代や配水管等の修繕費などである需用費、水質検査等の役務費、排水施設の管理等の委託料でございます。2款1項1目簡易水道事業費の13節委託料は、支出済額が671万1,400円で、主な内訳は、測量設計委託費591万5,160円などでございます。15節工事請負費は支出済額は6,869万1240円で配水管布設替工事等でございます。3款公債費の支出済額1,444万1,812円は、組合債に係る償還金及び利子でございます。なお、本会計の決算状況及び主要な施策の成果としまして、決算に係る主要な施策の成果報告書の13ページ、14ページに掲載しておりますので併せてご覧願います。

以上で、大島簡易水道事業特別会計決算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○枕村議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

○桃村議長

質疑ないようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声)

○桃村議長

ないようですので討論を終結します。これより第 24 号議案について採決を行います。本案は原案のとおり、決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

○桃村議長

全員賛成であります。よって、第 24 号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

第 25 号議案「平成 28 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」執行部の説明を求めます。石松経営施設課長。

○石松経営施設課長

それでは、第 25 号議案「平成 28 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について」お手元の決算書に基づきましてご説明申し上げます。

本木簡易水道事業特別会計決算書の 2 ページ、3 ページをお開きください。

まず歳入合計では予算現額 1,430 万 6,000 円に対しまして、収入済額が 1,266 万 1,056 円で、予算現額と収入済額との比較で 164 万 4,944 円の減となっております。

4 ページ 5 ページをお開き願います。

次に、歳出合計では、予算現額 1,430 万 6,000 円に対しまして、支出済額が 1,265 万 9,945 円で不用額が 164 万 6,055 円生じております。歳入歳出予算差引額は 1,111 円で、これを全額翌年度へ繰り越しいたします。続きまして、6 ページ以降の事項別明細書により、決算の主な内容につきましてご説明申し上げます。

6 ページ 7 ページをお開きください。

まず歳入でございますが、1 款の事業収入は、調定額 152 万 8,107 円に対しまして、収入済額は 152 万 7,459 円で収入未済額は 648 円でございました。主な内訳は使用料で現年分が 152 万 495 円、滞納分が 664 円、計 152 万 1,159 円でございました。2 款、分担

金及び負担金 32 万 4000 円は水道利用加入金でございます。3 款、繰入金 1,080 万 5,000 円は赤字補てんも含め、福津市から繰入れを行ったものでございます。

8 ページ 9 ページをお開きください。

4 款、繰越金 4,597 円につきましては、前年度からの繰越金でございます。次に歳出につきまして御説明申し上げます。

10 ページで 11 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目簡易水道管理費、13 節委託料でございますが、支出済額は 602 万 2,161 円で、主な内訳としましては、北九州市の包括委託料、572 万 3,217 円で、電気代や配水管等の修繕費などである需用費、水質検査等の役務費、配水施設の管理費の委託料でございます。続いて 2 款 1 項 1 目簡易水道事業費 13 節委託料でございますが、支出済額は 51 万 6,240 円で測量設計業務委託料でございます。15 節工事請負費でございますが、支出済額は 387 万 7,200 円で、配水管布設替工事費用でございます。3 款、公債費の支出済額は 223 万 5,590 円につきましては、組合債に係る償還金及び利子でございます。

なお、本会計の決算状況及び主要な施策の成果としまして、別冊の決算に係る主要な施策の成果報告書の 14 ページ 15 ページに掲載しておりますので、併せてご覧願います。以上で本木簡易水道事業特別会計決算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○樋村議長

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声)

○樋村議長

ないようですので、質疑を終結します。これより討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声)

○樋村議長

ないようですので討論を終結いたします。これより、第 25 号議案について採決を行います。本案は原案のとおり決することに、賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

○樋村議長

全員賛成であります。よって、第 25 号議案は原案のとおり認定することに決定しま

した。

第 26 号議案「平成 28 年度宗像地区事務組合水道事業会計決算の認定について」執行部の説明を求めます。石松経営施設課長。

○石松経営施設課長

それでは、第 26 号議案「平成 28 年度宗像地区事務組合水道事業会計決算の認定について」お手元の資料に基づきまして説明を申し上げます。それでは、水道事業会計決算書の 2 ページ 3 ページをお開きください。

まず、(1) 収益的収入及び支出についてでございます。収入の表の予算額の合計欄をご覧ください。水道事業収益は 33 億 7,641 万 8,000 円の予算額に対しまして、決算額 34 億 2,563 万 8,443 円で、4,922 万 443 円の増となっております。以下の収入の内訳は以下のとおりでございます。

次に、下の支出の表は水道事業の費用につきましては、予算額合計欄の 28 億 6,000 万 5,000 円に対しまして、決算額 27 億 5,652 万 5,580 円で、不用額は、1 億 347 万 9,420 円となっております。支出の内訳は以下のとおりでございます。

次に、4 ページ 5 ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございますが、資本的収入は予算額合計欄の 4 億 9,514 万 7,000 円に対しまして、決算額 4 億 9,336 万 9,597 円で 177 万 7,403 円の減となっております。

収入の内訳は以下のとおりでございます。

次に、資本的支出では予算額合計欄の 15 億 7,533 万 7,000 円に対しまして、決算額、15 億 1,098 万 4,860 円で、不用額は 6,435 万 2,140 円となっております。その結果、資本的収入額が資本的支出額に対し、10 億 1,761 万 5,263 円不足することとなりますので、この不足額を、当年度消費税及び、地方消費税資本的収支調整額 6,036 万 7,521 円、減債積立金 3 億 3,000 万円など、補てん財源で補てんをいたしております。

次に、6 ページ 7 ページをお開きください。平成 28 年度の損益計算書でございます。

まず、営業利益といたしまして、8,059 万 1,970 円となっております。

次に、営業外利益は 5 億 1,861 万 5,468 円となっており、営業利益とあわせまして経常利益が 5 億 9,920 万 7,440 円となります。特別利益としまして過年度損益修正益が 4340 円となっております。特別損失としましては、過年度損益修正損が 108 万 6,501 円となっております。よって、当年度純利益は 5 億 9,812 万 5,779 円となります。

次に、8 ページ 9 ページをお開きください。

上段の剰余金計算書でございます。当年度の主な変動としまして、利益剰余金のうち、企業債の償還のために、減債積立金を 3 億 3,000 万取崩しいたしまして、平成 28 年度未処分利益剰余金は、当年度純利益と合わせて、10 億 9314 万 3246 円となりました。

この未処分利益剰余金 10 億 9324 万 3,246 円につきましては、8 ページ下段の剰余金処分計算書に記載しておりますとおり、その剰余金のうち、条例第 7 条に定められた率

であります、当年度純利益の 20 分の 1 の額、3,000 万円を減債積立金として積み立てし、10 億 6,324 万 3,246 円が翌年度への繰越利益剰余金となります。

10 ページ 11 ページの貸借対照表をお開きください。まず、資産の部の固定資産の項目でございますが、有形固定資産と無形固定資産及び投資の合計額 331 億 795 万 5898 円に流動資産の合計額 45 億 6,439 万 2,739 億円を加えた 376 億 7,234 万 8,637 円が資産合計でございます。流動資産のうち、未収金 5 億 3,839 万 6,735 円の主な内訳は、国庫補助金が 2 億 2,730 万円、下水道使用料等徴収事務委託料、1 億 2,634 万 9,512 円、水道使用料 8,225 万 6,778 円などでございます。次に負債の部でございますが、固定負債合計が 32 億 3,799 万 1,457 円、流動負債合計が 8 億 9,603 万 2,152 円、繰延収益合計が、82 億 9,951 万 4,388 円で負債合計は、124 億 3,353 万 7,997 円でございます。

次に、資本の部でございますが、資本金合計といたしまして、199 億 9990 万 5206 円、剰余金合計は、52 億 3890 万 5434 円で、資本合計額は、252 億 3881 万 640 円であり、負債資本合計額 376 億 7234 万 8637 円となり、資産合計額と同額となっております。

以上で決算書の説明を終わらしていただきまして、引き続きまして、決算附属書類につきまして説明申し上げます。

決算附属書類は 12 ページの水道事業報告書をお開き願います。総括事項でございますが、平成 28 年度の水道事業は、水道広域化施設整備事業等の国庫補助事業を有効に活用いたしまして事業を進めてきました。一般改良事業としまして、多礼浄水場電力ケーブル更新工事等の浄水施設更新事業、配水管布設替工事等の配水管施設更新事業を実施いたしております。また、拡張事業といたしまして、配水管布設工事等の配水管、施設拡張事業を実施いたしまして、水の安定供給及び水道施設の拡充に努めました。

給水状況でございますが、本年度の管内給水区域内人口は前年度に比べまして 1.1% 増の 15 万 4963 人、このうち給水人口は、1.3% 増の 13 万 6575 人、また、給水普及率は 88.1% になっております。

年間配水量は前年度に比べ 1.4% 増の、1310 万 3793 立方メートルであり、有収水量は、前年度に比べて 1.6% 増の 1184 万 3920 立方メートルとなっております。

このうち、宗像市域では 721 万 5847 立方メートル、福津市域では 462 万 8073 立方メートル、全体の有収率は前年度に比べ 0.2% 増の 90.4% となっております。

次に、使用者からいただいております 1 立方メートル当たりの平均単価、つまり供給単価でございますけれども、税抜きで 206.19 円、水道水量 1 立方メートルつくるのに必要とする経費であります給水原価は、税抜きで 185.36 円となっております。

13 ページをお開き願います。

議会議決事項でございますが、これは、平成 28 年度議会におきまして、水道関係の提出議案の件名と議決年月日を記載しております。次に、行政官庁許認可事項でございますが、平成 28 年度において、福岡県知事等に対して、認可申請し許可を受けたものを記載しております。

14 ページをお開き願います。

職員に関する事項につきましては、平成 28 年度末で正職員が 3 人、再任用短時間職員が 3 人、計 6 人が従事しております。なお、この人数に派遣職員数は含まれておりません。

17 ページをお願いいたします。

中段と下段の表でございますが、平成 28 年度の現年度分及び過年度分の給水収益の収納状況を掲載しております。現年度分では、調定額、26 億 3724 万 7296 円に対しまして、収入済額 25 億 6376 万 5199 円で、差し引き 7348 万 2097 円が未収入額となっており、収入率は 97.2% となっております。なお、この未収金につきましては、平成 29 年 8 月末現在では 240 万 9923 円となっております。過年度分では、調定額で 7928 万 8844 円に対しまして、収入済額 7051 万 4163 円で、差し引き 877 万 4681 円が未収入額によるとなっており、収入率は 88.9% になっております。また、全体の収入率は、平成 27 年度が 96.9%、平成 28 年度が 97.0% となっております。

18 ページをお願いいたします。

事業費に関する事項を掲載したものでございます。計の額を比較しますと、前年度に対しまして 834 万 3231 人の増となっております。このうち減額となった主な内容は、配水給水費では、平成 28 年度は、包括委託準備経費がなくなったことや、北九州市の包括委託により、派遣職員負担金が減ったことがございます。また、増額となったものの内容は源水及び浄水費では、北九州市からの受水量が平成 28 年度から日量 3000 立方メートル増量となったため、実績が増加したことによるもの。総係費では、包括委託による収益的支出の人事費相当額及び経費を同費目に計上したことによるもの。減価償却費では、近年、施設の更新及び拡張事業が増えているために、同額となったものでございます。

19 ページをお願いいたします。

(1) 重要契約の要旨でございますが、工事関係以外の 2000 万以上の契約のものを掲載しております。決算附属書類に戻っていただきまして、19 ページをお願いいたします。中段の企業債でございますが、財務省財政融資資金等から、借入残高は、平成 28 年度末におきましては、31 億 5007 万 7622 円となっております。一時借入金でございますが、本年度中の借入は行っておりません。

20 ページをお願いいたします。

ここは消費税計算のために必要な他会計負担金等の使途の特定につきまして、掲載しております。

次に、21 ページのキャッシュフロー計算書でございますが、貸借対照表や、損益計算書とあわせまして、経営活動に伴う資金収支を明示するものであります。最下段、資金期末残高の金額、39 億 7763 万 5365 円は、10 ページ 11 ページの、貸借対照表の資産の部、2 流動資産、項 1、現金預金の額と一致いたしております。

22 ページから収益費用の明細について、28 ページから資本的収支明細について、節

単位で掲載させていただいております、なお、金額は税抜きでございます。この中で北九州市への包括業務委託料は、24 ページ、収益的支出 1 款 1 項 1 目 16 節委託料のうち、2 億 2917 万 979 円、25 ページ 2 目 16 節、委託料のうち、2 億 4819 万 6936 円、26 ページ 4 目 16 節、委託料のうち、8241 万 5489 円、30 節負担金のうち、1 億 7730 万 1556 円、5 目 16 節 委託料 891 万 6363 円、29 ページ、資本的支出、1 款 1 項 8 目 30 節負担金のうち、8717 万 3474 円となり、合計、8 億 3317 万 4797 円となっております。

31、32 ページをお開きください。

固定資産明細書でございますが、先ほど 10 ページの貸借対照表で平成 28 年度末の固定資産の状況を報告いたしましたが、この明細書は年度中に発生しました固定資産並びに減価償却の増減についての一覧でございます。

33、34 ページをお開き願います。注記を掲載しております。財務諸表を作成するための基準及び手続きを掲載いたしております。最後に、35 ページから企業債の明細書でございまして、借入時点の団体別に掲載させていただいております。

以上で平成 28 年度宗像地区事務組合水道事業会計決算についての説明を終わらせていただきます。なお、最後に報告となりますけれども、本日配付しております当日配付資料の最終のページをご覧ください。平成 28 年度包括委託料の決算と効果額概要をご覧下さい。平成 28 年度から水道事業等の諸業務を北九州市に包括業務委託を行い初めての決算となります。資料のとおり、包括委託の効果算定額は、当初予算で見込んだ数値を上回り、3680 万円となっております。3680 万円の明細は委託による包括委託の効果額内訳のとおりでございます。以上で報告を終わります。 ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○桃村議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 11 番、末吉議員。

○末吉議員

先ほど監査委員さんにも質問したところでございますけども、当議会の決算の中で水道事業会計の約 4 分の 1 弱を占める、北九州市への包括委託総額がありますよね。

これが妥当なものかどうかっていう私どもの議会の審議は、ここに示されている数字の中でしか出来ないというふうに思うんですが、具体的な、例えば委託料の中で人件費が幾らと計上されていれば、その人件費の内訳はどうなのかという資料がありますよね。どういう技術職が派遣されてどういう職種に従事しているということも、私ども、必要な情報だろうと思うんですが、包括委託の際に北九州市も官ですから、行政としては及ばないところで監査をどうするのかというふうにお聞きしますと、それは議会の議決があれば、資料要求として可能だという答弁があったように私、記憶しているんですけども、決算議会の前に、議会で議決等なければ、恐らく資料要求できない仕組みになって

いるんだろうというふうに思うんですが、その辺はどのように、執行部としては考えておられたのか。さまざまな資料要求があるというふうに思うんですが。

○梶村議長

安部主幹。

○安部主幹

総務課主幹安部でございます。昨年、事務局長という立場でございましたので、ちょっと私の方で一部お答えさせていただきたいと思います。例えば北九州市の議会、職員の人を議会に呼べるかっていうお話が一つあったと思います。それと、今、御質問は、資料を要求というとでございますよね。それは、例えば北九州市の資料ということでございましょうか、質問して申し訳ないんですが、どういった資料をさして言われてあるのかお願いします。

○梶村議長

末吉議員

○末吉議員

本組合が北九州市に包括委託しているわけです。委託の中身については詳細に私ども説明を受ける権限ないわけです、北九州市からですね、職員もここに来ないしね。

何ができるのかっていう言われたときに、資料要求という形で、例えば、北九州市議会の中で、本組合の委託に係る業務についてはこれだけの仕事をしますよというのは当然、北九州市の方では、向こうの業務ですから、当然、審査しますよね。それに係る具体的なデータ、そういうものは、本組合議会の議決がないと請求できないわけでしょ。

協定の中身から言いますと、議会の議決により、そういう資料要求することができるというふうに私記憶してるんですけども。その手続は今回一切取られませんよね。事前に私ども議会議員に対して、その旨、通知なりご相談された経緯ありますでしょうか。

○梶村議長

安部主幹。

○安部主幹

その資料を要求されるのに議会の議決は必要かという事は、私の記憶に明確に無いんですが、必要な資料がございましたら、事務組合の方から資料提供はいたしますと、それもその北九州が出来る範囲は、限られてということにはなろうと思いますけども、それと委託の内容につきましては、今まで両議会の全員協議会も開いていただきまして、

その場をお借りしまして、逐次詳細に説明してきたものというふうに考えておりまして、説明をしなかったわけではなかったというのは、ちょっとここでつけ加えさせていただきたいと思います。

○**桝村議長**

末吉議員

○**末吉議員**

私は説明を受けてないっていう話を質問してるんじゃありません。包括委託をする前の説明を受けました。実際に委託料を払って、その業務を北九州市に委託したわけです。委託した中身がね事務組合にとってどうなのかっていう、審査は、私どものここの議会しか基本的にはできないわけですよね。北九州市議会は市民の負託を受けられた議員が審査しているわけですね、宗像の水道事業そのものに対して、突っ込んで質問するわけないと思うんですね。私どもの組合議会において審査はできるものだろうというふうに思うんですね。それで、その審査をする上で実際、今回のこの決算資料の中身だけでは支出の項目はありますが、でもそれが一体どういう職員の業務なり、あるいは修繕事業の場合は一覧表が出ておりますけども、その辺の委託料と連携した資料というのが当然あってしかるべきではないかなというふうに思うんですが、この、決算の中身だけでの審議が十分できうるというふうに執行部が考えておられるんでしょうか。

○**桝村議長**

安部主幹。

○**安部主幹**

委託契約するときにも、議会の方でいろいろとご審議いただいて、それを通していただいたわけでございますし、予算の中でも、逐次いろいろとご質問い合わせた中でお答えして、今までやってきたわけでございます。決算につきましても、予算に準じてですね、ある程度、成果までを整理しまして、今回も決算書として出させていただいているわけでございまして、これで議会のほうご審議いただけるものというふうに考えて資料も出させていただいているところでございます。

○**桝村議長**

末吉議員

○**末吉議員**

事務局としてはこれ以上の詳しい資料は出すつもりないというご答弁でよろしいです

かね。基本的にそういう考え方のもとに、決算資料という形を編さんされているんでしょうか。どうなんですかね。

○樋村議長

安部主幹

○安部主幹

通常、決算で出させていただく資料は網羅しているつもりでございます。これ以上詳細なご不明な点がございましたらご質問いただければ、それに対応してお答えをさせていただければというふうに考えておりますので、一応これで資料としては、通常の資料ということでお考えしております。

○樋村議長

他にございますか、よろしいですか。

(なしの声)

○樋村議長

質疑はこれ以上ないようでございますので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論、ありませんか。

(討論あり)

○樋村議長

はい。あるようでございます。まず、本案に反対の方の発言を許します。末吉議員。

○末吉議員

私は、宗像市、福津市の市民にとってですね、包括委託するものの実態あるいは官官委託という形で全国的にも非常にまれなケースなんですね。これが地区住民にとって、あるいは将来の水道事業にとって本当にベターなものかどうかっていう、このチェックの結果をですね、やはり市民に知らしていく義務があると思うんです。

実際にこの1年間業務を委託する中で、さまざまに聞こえてくるのが、本来優秀な北九州市の抱える技術職員を派遣していただいて、事務組合の技術の補てんというか補佐をしていただくというふうにお聞きしていたのが、実は派遣されている職員については、水道事業の経験が全くないか、あるいは全く違う部署でされていた方、そういうふうも随分とお聞きします。また実際現場の工事等においての指示、あるいは、事務組合と

しての業務の形態が非常に煩雑になってきているということも現場の声としても、私も耳に入っているところでございます。そういうものも含めてですね、包括委託の中身が一体どうなのかというところの審査もこの議会では、当然するべきだと思うのですよ。そのための資料を、事務局がやはり、北九州市と協議してでも、本議会で十分議論あるいは審議が可能なような資料を添付すると。1年間やって初めての決算議会じゃないですか。こういう今までのような当初予算と同じような形式の項目だけの決算資料では、本当の包括委託の中身がどうなのかという議論までこれ絶対できんですよ。こういうことで、決算議会はね、私は終わるべきでないと思います。今年出してないからもう仕方ないのすけども、次年度からね、議会側にどういう資料を要求すればいいかということも、正副議長を通じて私は全員協議会でも開いてるべきだと。そういう体制を持って包括委託の中身について十分やっぱり検証していく必要があるということを付して、本決算議案には反対といたしたいと思います。

○**桙村議長**

次に、賛成の方の発言を許します。5番、伊達議員。

○**伊達議員**

北九州市との包括委託により市民の方が非常に心配してあるのは緊急時による技術者に継承がなされていくのだろうかという事です。そのことに十分留意されることをお願いします。

○**桙村議長**

次に、反対の方の発言を許します。ありますか。

○**桙村議長**

次に、賛成の方の発言を許します。

(なしの声)

○**桙村議長**

では、これをもちまして討論を終結いたします。これより、第26号議案について採決を行います。本案は、原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(14人起立)

○**桙村議長**

賛成多数であります。よって、第 26 号議案は、原案のとおり認定することに決定しました。

日程第 18 第 27 号議案「平成 29 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。花田事務局長。

○花田事務局長

第 27 号議案 平成 29 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 2 号）について 平成 29 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり提出する。

平成 29 年 10 月 23 日 宗像地区事務組合組合長 谷井 博美。次のページ、補正予算書をお願いいたします。

歳入歳出予算の補正 第 1 条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4274 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21 億 2541 万 8000 円とするものでございます。補正の内容につきましては事項別明細に沿って説明をいたします。

7 ページ 8 ページをお願いいたします。

歳入、4 款繰入金は補正前の額 0 円に対しまして、536 万 3000 円、これを増額補正するものでございます。これは、次の第 28 号議案に関係してきます。急患センター事業の補正予算と関連をしておりますけども、急患センター事業特別会計で生じた財源不足を補うため、取り崩すこととした財政調整基金を一旦一般会計に受け入れるための補正となります。5 款繰越金につきましては、平成 28 年度決算における繰越金の確定により、補正前の額 2420 万円に対しまして、3737 万 7000 円を増額補正いたしまして、6157 万 7000 円とするものでございます。次に、歳出の説明をいたします。

9 ページ、10 ページ 3 款衛生費 1 目保健衛生総務費は、補正前の額 2361 万円に対しまして、536 万 3000 円を増額し、2897 万 3000 円とするものでございます。これは歳入の際に説明をいたしましたが、急患センター事業特別会計で生じた財源不足を補うために、取り崩すこととした財政調整基金、これを急患センター事業特別会計繰り出すための補正ということでございます。

6 款予備費は、補正前の額 503 万 1000 円に対しまして 3737 万 7000 円を増額し、4240 万 8000 円とするものでございます。以上で、平成 29 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○樋村議長

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声）

○樋村議長

ないようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論ありますか。

(なしの声)

○桃村議長

ないようですので、討論を終結いたします。これより、第 27 号議案について採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

○桃村議長

全員賛成であります。よって、第 27 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 19 第 28 号議案「平成 29 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。花田事務局長。

○花田事務局長

第 28 号議案を説明いたします。議案書の 28 ページを説明いたします。

第 28 号議案 「平成 29 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第 1 号）について」 平成 29 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり提出する。平成 29 年 10 月 23 日 宗像地区事務組合組合長 谷井 博美。次のページ、補正予算書をお願いいたします。

歳入予算の補正（第 1 号）第 1 条歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第 1 表歳入予算補正」による、補正の内容につきましては事項別明細書に沿って説明をいたします。

4 ページと 5 ページをお開き下さい。

歳入 3 款繰入金は補正前の額 0 円に対しまして 536 万 3000 円を増額補正するものでございます。これは先ほどの第 27 号議案一般会計の補正で説明をいたしましたが、診療収入の減額などにより、繰越金が減額となったことから、財源が不足したため、財政調整基金を取り崩し、繰り入れるものでございます。第 4 款、繰越金は、平成 28 年度決算における繰越金の確定によりまして、補正前の額 2300 万円に対し 536 万 3000 円を減額補正し、1763 万 7000 円とするものでございます。以上で、平成 29 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○樋村議長

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声)

○樋村議長

ないようですので、これをもちまして質疑を終結します。これより討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声)

○樋村議長

ないようですので討論を終結します。これより、第 28 号議案について採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

○樋村議長

全員賛成であります。よって、第 28 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 20 第 29 号議案「平成 29 年度宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。花田事務局長。

○花田事務局長

第 29 号議案の説明をいたします。議案書の 29 ページをお願いします。

第 29 号議案「平成 29 年度宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について」 平成 29 年度宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり提出する。平成 29 年 10 月 23 日 宗像地区事務組合組合長 谷井博美 補正予算書をお願いいたします。

歳入歳出予算の補正 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 6 万 2000 円を減額し総額を 9189 万 6000 円とするものでございます。補正の内容につきまして、事項別明細に沿って説明をいたします。

7 ページと 8 ページ、お願いいいたします。

歳入 4 款、繰入金、1 項 1 目 1 節宗像市繰入金でございますが、補正前の額、2887 万 2000 円に対しまして、37 万 9000 円を増額し、2925 万 1000 円とするものでございまして、内容につきましては、後ほど説明いたしますが、決算整理の結果、消費税還付金が

発生しなくなり、納税となったために宗像市繰入金を増額補正するものです。

5 款、繰越金、1 項 1 目 1 節繰越金は、平成 28 年度決算における繰越金の確定により、補正前の額 1000 円に対しまして 3 万円を増額補正し、3 万 1000 円とするものでございます。6 款、諸収入、1 項 1 目 1 節雑入は、平成 28 年度に繰越事業発生したため、当初見込んでおりました消費税還付金が発生しなくなつたため、補正前の額 48 万 1000 円に対しまして、47 万 1000 円を減額補正し、1 万円とするものでございます。

次に歳出の説明に入ります。9 ページ、10 ページをお願いいたします。

3 款、交際費 1 項 2 目 23 節、償還金利子及び割引料でございますが、当初予算額 198 万 7000 円から 6 万 2000 円を減額し、192 万 5000 円とするもので起債借り入れ利率の確定によるものでございます。

以上で大島簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

（なしの声）

○桃村議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

○桃村議長

ないようですのでこれをもちまして質疑を終結します。これより討論に入ります。討論ございませんか。

（なしの声）

○桃村議長

ないようですので、討論を終結します。これより、第 29 号議案について採決を行います。本案は、原案のとおり決することに、賛成の皆さんのが起立を求めます。

（全員起立）

○桃村議長

全員賛成であります。よって、第 29 号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第 21 第 30 号議案「平成 29 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。 花田事務

局長。

○花田事務局長

第 30 号議案の説明をいたします。議案書の 30 ページをお願いいたします。

第 30 号議案 平成 29 年度「宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、平成 29 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり提出する。平成 29 年 10 月 23 日提出。宗像地区事務組合組合長 谷井博美。補正予算書をお願いいたします。歳入歳出予算の補正 第 1 条でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 75 万円を増額し、総額を 812 万 3000 円とするものでございます。補正の内容につきまして事項別明細書に沿って説明をいたします。

7 ページ 8 ページをお願いいたします。

歳入 3 款繰入金、1 項 1 目 1 節福津市繰入金でございますが、補正前の額 595 万 3000 円に 75 万円を増額補正いたしまして、670 万 3000 円とするものでございます。

内容は後ほど説明をいたしますが歳出の増に伴いまして、繰入金を増額補正するものでございます。 次に歳出の説明でございます。9 ページと 10 ページをお開き願います。

1 款総務費 1 項 1 目 13 節委託料でございますが、施設の老朽化によりまして、配水管の漏水修理が想定以上に発生しましたので、今後の修繕費の不足が見込まれることによりまして、補正前の額 166 万円に 75 万円を増額補正し、241 万円とするものです。包括委託業務といたしまして北九州市に委託しております事業でございます。

補正額は全額修繕費として、支出する予定のものでございます。以上で本木簡易水道事業特別会計補正予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○桝村議長

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声)

○桝村議長

ないようですので質疑を終結します。これより討論に入ります。討論ございませんか。

(なしの声)

○桝村議長

ないようですので討論を終結します。これより、第 30 号議案について採決を行います。本案は、原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

○桃村議長

全員賛成であります。よって、第 30 号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第 22 第 31 号議案「平成 29 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第 2 号）について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。花田事務局長。

○花田事務局長

第 31 号議案の説明をいたします。議案書の 31 ページをお願いいたします。

第 31 号議案「平成 29 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第 2 号）について」平成 29 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり提出する。平成 29 年 10 月 23 日 宗像地区事務組合組合長 谷井博美。

水道事業会計補正予算書をお開き願います。平成 29 年度水道事業会計補正予算第 2 号について説明をいたします。主な内容といたしましては受託工事の増加によるもの。前年度決算確定による長期前受金戻入及び減価償却費の補正。漏水事故増加による委託料の増額、吉田ダム地震計故障による工事請負費の増額等の補正及び地島配水地築造工事の債務負担行為の計上を行うものでございます。

まず 1 ページの第 2 条につきましては、当初予算の第 3 条に、定めております収益的収入の第 1 款水道事業収益、第 1 項営業収益を 700 万円増額補正し、第 2 項営業外収益を 1445 万 6000 円、増額補正し、水道事業収益合計で 33 億 1362 万 1000 円とするものでございます。また、収益的支出の第 1 款水道事業費用、第 1 項営業費用を 5846 万 3000 円増額補正し、第 2 項営業外費用を 5 万 6000 円、減額補正いたしまして、水道事業費用合計で 29 億 687 万 4000 円とするものでございます。

第 3 条につきましては、当初予算の第 4 条に定めた資本的支出の第 1 款資本的支出、第 1 項一般改良費、407 万 8000 円増額補正いたしまして、資本的支出合計で 23 億 8545 万 1000 円とするものでございます。

第 4 条につきましては、債務負担行為について定めております。地島配水地築造工事に関するもので限度額を 1 億 1400 万円。期間は平成 29 年度から平成 30 年度までとするものでございます。

次に、2 ページをお開きいただきます。

予算実施計画でございますが、1 ページの第 2 条及び第 3 条の内訳を掲載したものでございます。詳細につきましては、8 ページからの事項別明細書に記載しておりますので、ここでは省略をさせていただきます。

次の 3 ページの予定キャッシュフロー計算書でございますが、この表は、1 会計期間におけるキャッシュフローを業務活動、投資活動、財務活動の三つに区分して表示したものでございます。1 番下の段、資金期末残高 42 億 2416 万 3437 円は、6 ページの予定貸

借対照表の資産の部、2、流動資産、（1）現金、預金の額と一致をしております。

次に6ページをお願いします。

平成29年度末、これは平成30年3月31日次点の、予定貸借対照表を掲載しております。資産合計と負債資本合計それぞれ、383億8569万7861円となる予定でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

事項別明細書でございます。

まず、収益的収入及び支出の収入の部、1款1項営業収益、2目受託工事収益、1節受託工事収益を700万円増額し3700万円とするもので、これは構成市からの受託工事費用の増額によるものでございます。次に、2項営業外収益、2目他会計補助金、1節他会計補助金の1万4000円減額につきましては、地島簡易水道の前年度の起債償還利息が確定したことによりまして、建設改良に係る企業債償還金の2分の1を繰り入れるものでございます。5目消費税還付金、1節消費税還付金は221万円増額し、1578万円とするもので、これは収入及び支出構成の変化によるものでございます。8目、長期前受金戻入は、決算の確定によるもので、1節長期前受国庫補助金戻入を915万8000円増額、3節長期前受他会計補助金戻入を、170万3000円増額、4節、長期前受工事負担金戻入を5万6000円減額、5節、長期前受受贈財産評価額戻入を145万5000円増額するものでございます。支出の部では1款1項2目16節委託料は、北九州市への包括委託費のうち、漏水事故が当初見込みよりも多く発生しており、修繕費が不足する見込みですので、2600万円を増額補正し、2億7517万7000円とするものでございます。

3目23節、工事請負費は、構成市からの受託工事費用の増額によるもので、700万円増額し3700万円とするものでございます。6目44節、有形固定資産減価償却費は28年度決算額の確定によりまして、減価償却費を2546万3000円、増額補正し、10億9955万3000円とするものでございます。2項営業外費用、1目49節企業債利息は平成28年度借入分の企業債利息が確定したことによりまして、5万6000円を減額し6276万3000円とするものでございます。

10ページ、11ページをお願いします。

資本的収入及び支出の部、1款1項1目貯水施設費の23節、工事請負費は407万8000円増額し、407万8000円とするものでございまして、吉田ダムに設置されている地震計が雷によって損傷したため、取替工事を行うものでございます。

以上で、平成29年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わらせて頂きます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○樋村議長

これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。

（なしの声）

○**桝村議長**

ないようですので、質疑を終結します。これより討論に入ります。討論ございませんか。

(なしの声)

○**桝村議長**

ないようですので討論を終結します。これより第 31 号議案について採決を行います。本案は、原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

○**桝村議長**

全員賛成であります。

よって、第 31 号議案は原案のとおり可決されました。以上で本日の議題を終了いたしました。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第 42 条の規定により、議長に委任いただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○**桝村議長**

異議なしと認めますよって、字句、数字等の整理訂正は議長に委任することに決しました。これをもちまして本日の日程は終了しました。平成 29 年第 2 回宗像地区事務組合議会定例会を閉会します。御協力ありがとうございました。